

地域子ども施設整備の基本的な考え方について

区は、子どもの権利擁護に係る施策を推進し、区立児童相談所の開設や、子どもと子育て家庭を対象とした地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みを進めるとともに、「子どもたちがのびのびとすこやかに成長し、子どもを育てる喜びを感じながら、安心して子育てができるまち」を目指して、地域子ども施設整備を進めている。

一方、持続可能な区政運営を進めていくため、児童館、学童クラブ、キッズ・プラザ、子育てひろばが果たす役割や運営等について、再構築を図る必要がある。

これまでのさまざまな議論や、学校施設整備計画の見直し等の諸条件の変化等を踏まえ、改めて施設整備計画の考え方を取りまとめたので報告する。

1 地域子ども施設整備の状況

- 学童クラブには待機児童が依然発生しているとともに、小学校の整備計画の見直しからキッズ・プラザの全小学校への設置は当初より遅れる見通しである。
- 学童クラブの整備やキッズ・プラザの充実が求められる一方、放課後は学校の外で過ごしたいと望む小学生や、区立小学校以外に通学する小学生の居場所を確保する必要がある。
- 児童館は、施設の老朽化が進んでおり、児童の安全確保に向けた適切な対応が求められており、維持管理費用や改修費用等に係る財源の確保が必要である
- 限られた財源の中で持続可能な運営体制を構築し、いじめや不登校、ひきこもり、貧困、虐待等といった子どもと子育て家庭のおかれている社会的課題に対応する必要がある。
- 社会的課題に対応した児童福祉施設としての児童館の更なる機能拡充を目指した国の改正児童館ガイドラインが示され、配慮を必要とする子どもへの適切な対応、乳幼児を対象とした活動の実施や、家庭・学校・地域と連携など、新たな取り組みに対応した児童館運営が求められている。

2 地域子ども施設整備の方針

現状の課題を踏まえ、学童クラブ、キッズ・プラザ及び児童館が連携しながら子どもの安全、かつ、多様な体験ができる放課後の居場所づくりを推進していくとともに、地域の子育て支援のネットワークを支援する。また、子育て家庭の孤立感や不安解消のため、乳幼児親子が交流し、相談できる場を設ける。

地域子ども施設は、子どもと子育て家庭の課題の発見と予防など日常の状況把握に努めるとともに、支援が必要な子育て家庭の身近な相談支援機能を担い、すこやか福祉センターや子ども家庭支援センター、児童相談所と連携し問題解決を図り、継続的な見守りを行っていく。

(1) キッズ・プラザの整備

- 校庭や体育館を活用し、学年を超えて交流し、豊かな体験ができる「放課後の子どもたちの安全安心な遊び場」として、中野区立小中学校施設整備計画における学校施設改築にあわせ、すべての小学校に放課後子ども教室であるキッズ・プラザを設置する。
- キッズ・プラザ未整備校において、学校施設改築にあわせた整備までの間の暫定的な放課後の居場所確保事業の実施を検討する。
- キッズ・プラザのニーズを検証し、より魅力的な事業展開をすることで利用者増を図っていく。

(2) 学童クラブの整備

- 保護者の就労等により放課後に適切な保護を受けられない児童が安全安心に過ごせるよう見守り、遊びや活動などを通じて健やかに成長できるよう援助するため、需要数に応じた学童クラブを整備する。
- 国の新放課後子ども総合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子ども教室の小学校内での一体的な実施を推進していることから、学童クラブは、キッズ・プラザ内で一体的に行うことを基本とする。
- 待機児童が発生する場合には、学校から学童クラブまでの移動時の児童の安全を考えて、極力学校から近い位置に民設民営学童クラブを誘致する。また、児童館の一部を学童クラブの専用施設に転用し、待機児童の解消を図る。
- 校舎建て替え時に代替校舎を活用する場合の学童クラブの対応については、別途検討する。

(3) 児童館の再整備

- 児童館は、児童福祉法に基づく施設で、0歳から18歳を利用対象とし、「児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにする」ことを目的とし、主に以下の機能を担う。

機能	機能の内容
遊びの場	○遊びの体験を通じて児童が自主性、創造性、社会性を伸長させ、仲間づくりを通して社会の一員として成長するような児童に対する活動の場 ○乳幼児親子、中高生の居場所
子育て支援活動	○区民・子育て関係団体等の子育て支援活動の拠点 ○地域交流を推進する場の提供
地域の見守り	○すこやか福祉センター等との情報共有による配慮を必要とする子どもや子育て家庭への対応 ○地域子ども施設の活動支援等を通じた状況の把握・要支援者の発見や、虐待の疑いについて、子ども家庭支援センターや児童相談所等へのつなぎ
ネットワーク支援	○蓄積した地域情報から意欲のある団体への結びつけ（コーディネート）、地域と協働しながら子育てに関する団体やボランティア団体等の育成支援による、地域として子育て出来る環境の整備

- 今後策定予定の「基本計画」及び「区有施設整備計画」に基づき、すべての児童館・ふれあいの家を、学校外に居場所を求める児童や、乳幼児親子、中高生の居場所機能、子育て支援活動機能、地域の見守り機能、ネットワーク支援機能を強化した「新たな機能を備えた児童館」として運営していく。
- 児童館及びふれあいを家の配置は、地区懇談会の開催など、これまでの地域での子どもと子育て家庭を取り巻く支援・見守り活動が中学校単位で行われてきたことや、保育園・幼稚園・小学校・中学校の連携教育の中で継続した子どもたちの育成を行っていることを踏まえ、中学校区に1館の配置とする。
具体的な配置については、キッズ・プラザ及び学童クラブの整備にあわせ、待機児童の状況も勘案しながら順次中学校区に1館の配置としていく。
- 児童館内の学童クラブスペースが他の事業への活用が可能となる施設は、「乳幼児一時預かり」や「中高生向け」等の新たな事業を構築する。また、開館時間の拡大など利便性の向上も図っていく。

- 児童館には福祉職を配置することを基本とし、地域の学童クラブ、キッズ・プラザ、子育てひろば等に対する運営支援体制を強化する。
- 新たな取り組みを進めていくために、知識・技能の承継などを見据えた職員の集約化や、福祉職の積極的な職場間交流により、子育て支援施策全体のさらなる質の確保・向上を図っていく。また、民間活力も導入した、効率的な施設運営を図っていく。

(4) 乳幼児親子の居場所の整備

- 子育て家庭を孤立化させずに支援していけるよう、子育て家庭の親子が集える身近な場において、子育てについての相談、情報の提供、助言などを行うなど、子育て家庭が交流や子育ての相談を気軽に行える環境を整備する。
- 令和3年4月開設予定の（仮称）仲町保育園併設の子育てひろば以降、当分の間、新たな場所への整備は行わないこととする。

3 中高生施設の整備

- 中高生の自立・活躍できる社会の実現に向けた総合的な取り組みを推進するとともに、中高生のニーズに対応できる施設を確保する。

4 今後のスケジュール

- 令和3年1月 区有施設整備計画（素案）策定
- 6月 区有施設整備計画（案）策定
- 8月 区有施設整備計画策定
- 令和4年3月 区有施設整備計画に基づき一部児童館の用途変更等
- 4月 （仮称）キッズ・プラザ令和及び（仮称）令和学童クラブ開設
- 令和5年度以降 区有施設整備計画に基づき児童館の施設改修開始